クロスマージンを行うことができる金利先物取引について

２０２４年3月４日
株式会社日本証券クリアリング機構

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第３条の２第１項第３号に規定する限月取引は、次に掲げるものとする。

・ＴＯＮＡ３か月金利先物取引のうち、最初に取引最終日が到来する限月取引から起算して８限月目までの限月取引（取引最終日まで２当社営業日以内となったものを除く。）

以　　上